

災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針

世界有数の災害大国である日本では、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、大型台風や集中豪雨、さらには火山噴火等による大規模な災害が発生するおそれが指摘されている。

このような災害に対して、基礎自治体としての指定都市は、その最前線において、防災、応急救助、さらには復旧・復興まで、刻々と変わる被災状況と現場ニーズに即応しながら、切れ目なく一体的に対応していく責務を負っている。

そこで、指定都市は、これまでも長年にわたり、国に対して道府県から指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてきたが、広域調整の必要性等を理由に未だ法改正には至っていない。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震への対応を見ても、住民に最も身近な基礎自治体が果たす役割と責任は非常に大きく、その災害対応力をより迅速に最大限発揮できる仕組みを構築することが必要である。

指定都市は、基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えており、災害時においては、救助等の事務・権限について、自ら包括的に担うことが適当である。

私たち指定都市は、近い将来起こり得る大災害においても、その能力を十分に発揮できる、より自立的かつ機動的な体制の確立のために、改めて早期の災害対応法制の見直しを求めるとともに、次の基本方針を確認する。

指定都市の基本方針

「災害救助法における救助の実施」、「災害対策基本法等における従事命令等の権限」、「自衛隊の災害派遣要請の権限」を始め、災害対応法制について、指定都市を主体とする法改正に向けた課題整理を早急に行う。

また、法改正後は、発災時から各指定都市が適切に権限を行使し、迅速な初動対応に努め、早期の復興につなげていく。

平成28年7月19日
指定都市市長会